

大阪市告示第1834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用廃止の期日
東淀川区第968号線	東淀川区西淡路4丁目1004番地から 同区同 1004番地まで	告示の日

（建設局総務部管財課）